韓国: FTA 国内対策

樋口 倫生

1. はじめに

韓国は、WTOの多国間交渉が停滞する中で、FTA を積極的に推進し、貿易の自由化を通じて経済成長を実現させようとしている。すでに米国、EU、豪州、カナダといった農産物輸出国とのFTA が発効しており、また昨年(2015年)6月には中国との交渉が妥結し12月に発効している(第1表)。こういった市場の開放は、多様で廉価な輸入農産物を購入できる消費者にメリットをもたらす一方で、比較劣位にある農業部門の生産者への悪影響が避けられず、適切な国内農業対策が要請される。韓国では、そのような国内対策のひとつとして、輸入増加が要因となる所得の低下を軽減する目的で、被害補填直接支払制度が導入されている。本報告では、この輸入被害補填制度について説明する(1)。

2. FTA 被害補填

FTA による被害対策は、事前のシミュレーション結果が基礎資料となる。これまで国立研究機関や大学の研究者によっていつかの計算結果が出されており、推計値に相違はあるが、基本的に、経済全体では利益がある一方、農業部門は被害を受けるという内容である。

シミュレーションによる農業被害額は、モデルで仮定されている輸入品と国産品の代替 弾性値によって大きく左右されるので、推算された数値を評価する際には、適切なパラメ ータが利用されているかどうかを慎重に見極める必要がある。いずれにせよ、FTA 発効に よる短期的なコストの大部分は、農業部門が負うことになるので、韓国政府は、貿易で得 られた利益で農業部門に対して補償を行う政策をいくつか用意している。以下では、その ような中で代表的な政策として、被害補填直接支払制度を紹介する。

(1) 被害補填直接支払制度の仕組み

被害補填直接支払制度では,第2表の三つの条件を満たした場合⁽²⁾,FTA協定発効後の10年間,価格下落の一定部分を補填する。

発動要件 I は、総輸入量に関する要件であり、対象品目の当該年度総輸入量が基準総輸入量(当該年度直前 5 年間の年間総輸入量中で最高値と最低値を除いた 3 年間の平均値。 以下「直近 5 中 3 平均値」)を超過することが要求される。これは、FTA による輸入が、

第1表 韓国における FTA の進捗状況

相手国	現況	7	交渉開始	交渉妥約 (仮署名		正式署名
	発効		(年.月)			
チリ	2004年4月 発効		99.12	02.10		03.2
シンガポール	2006年3月 発効		04.1	04.11		05.8
EFTA	2006年9月 発効		05.1	05.7		05.12
ASEAN 1)		_	_	_	_	
インド	2010年1月 発効	_	06.3	09.2		09.8
EU	2011年7月 暫定発効	•	07.5	09.10	F	10.10
ペルー	2011年8月 発効		09.3	10.11		11.3
アメリカ	2012年3月 発効		06.6	07.4		07.6
トルコ	2013年5月 発効		10.4	12.3		12.8
オーストラリア	2014年12月 発効		09.5	14.2		14.4
カナダ	2015年1月 発効		05.7	14.3		14.9
中国	2015年12月 発効		12.5	14.11		15.6
ニュージーランド	2015年12月 発効		09.6	14.12		15.3
ベトナム	2015年12月 発効		12.9	14.12	•	15.5
妥結						
コロンビア	····	F	09.12	12.6	F	13.2
	FTA交渉推進中2)					
RCEP3)	2015年10月 第10回交渉		12.11			
日本•中国	2015年9月 第8回交渉	F	13.3			
	交渉再開への環境調整段階2))				
インドネシア	2014年2月 第7回交渉	•	12.7			
日本4)	2012年6月 第3回課長級実	務	03.12			
,	協議開催					
メキシコ	2008年6月 第2回交渉		06.2			
GCC 5)	2009年7月 第3回交渉	-	08.7			

出所:產業通商資源部(http://www.ftahub.go.kr/main/)

注:1)第1附表参照.

注:2)代表例を示している.

注:3)東アジア地域包括的経済連携.

注:4)2004年11月の第6回交渉後,中断.

注:5) 湾岸協力会議(Gulf Cooperation Council). 加盟国は、アラブ首長国連邦・バーレーン・クウェート・オマーン・カタール・サウジアラビアの6カ国.

第2表 被害補填直接支払制度の発動条件

- Ⅰ 総輸入量>基準値:対象品目の当該年度総輸入量が基準総輸入量を超過
- Ⅱ 個々のFTA締結国からの輸入量>基準値

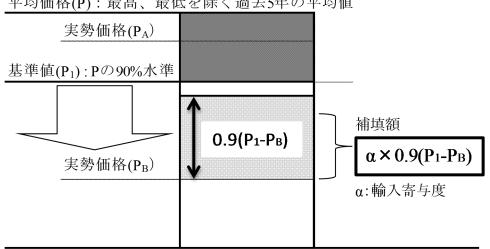
:該当年度の当該国からの輸入量が、基準輸入量を超過

Ⅲ 実勢価格 < 基準値: 実勢価格が基準値以下に下落

純粋に新たに増加したものなのか,以前に他の国から輸入された部分が代替されたのかを みるものである。

発動要件Ⅱは、協定相手国からの輸入量に関するものである。対象品目の該当年度相手 国からの輸入量が、基準輸入量(協定相手国からの年間輸入量の直近5中3平均に輸入被 害発動係数⁽³⁾をかけて計算した量)を超過する必要がある⁽⁴⁾。この要件は、協定相手国の うち一カ国でも基準輸入量を超えていればクリアするものである。

最後の発動要件Ⅲは、対象品目の価格要件に関するものである。第1図を用いて例説す ると、まず、過去5年間の最高値と最低値を除く平均価格をPとし、Pの90%を基準値P」 (≡ 0.9P) とする。輸入増加や国内需要の減少などに起因して、図のように実勢価格が P_A (> P_I) になると、基準値 P_I よりも大きいため補填されない。しかし需給状況の急変な どで実勢価格が P_B ($\leq P_1$) となった場合, 発動要件III が満たされる。



平均価格(P):最高、最低を除く過去5年の平均値

第1図 輸入被害に対する補填措置

出所:産業通商資源部資料をもとに,筆者作成.

注:農業法人5000万ウォン,個人3500万ウォンの支払い上限がある.

もし以上の三要件が満たされると、P1 と PBの差額の 90%のうちで、輸入増加に由来す る部分を補填することとされている(第1図)。ここで輸入増加由来部分を算出するために、 輸入寄与度αを利用する。このαは、計量経済学的手法により、対象物品の価格の低下か ら, 国内供給面の変化(気象条件, 生産性向上等)の影響や, 純然たる国内需要の変化(所 得向上に伴う需要変化等)の影響による部分を取り除き、国産品が輸入品に代替されること(輸入の増加)による影響だけを抽出し、これが価格低下に占める割合を推計したものである。

第3表 各年の補填対象品目とその輸入寄与度1)

品目	2013年	2014年	2015年
韓牛	0.244	X	×
韓牛子牛	0.129	0.31	×
もろこし	X	0.134	×
あわ	X	0	×
ジャガイモ	×	0.36	0.6671
さつまいも	×	0.0055	0.0192
大豆	X	×	0.2296
チェリー	\times	×	0.9444
メロン	×	X	0.0475
露地・ハウス ブドウ	×	×	0.2032
鶏肉	×	X	0.201
粟	X	X	0.0098
緑豆	X	\times	0
トウモロコシ	×	×	0

出所: 農林畜産食品部資料をもとに, 筆者作成.

注1)表中のt年は,前年(t-1)年の被害に対して補填を決定 した年。輸入寄与度が記載されているのが対象品目で, ×は対象外品目.

第4表 被害補填直接支払い(2012年の被害に対するもの)

				H
品目		支払対象		最終申請状況
	頭数	支払単価	支払額	頭数 支払額 (B/A)
	(頭, A)	(ウォン/頭)	億ウォン	(頭,B) (億ウォン)
韓牛	667,670	13,545	90	601,646 81 90
韓牛子牛	337,987	57,343	194	300,403 172 89
合計	1,005,657	_	284	902,049 254 89

出所:農林畜産食品部•海洋水産部年次報告書,農林畜産食品部提供資料.

かような補填措置は、韓国で最初に発効した韓チリ FTA の時(2004年)から設けられているが、実際に発動条件を満たすことがなかったため、これまでは発動されていなかった。しかし 2012 年の韓牛と韓牛子牛の価格や輸入量等が条件を満たしたため、2013 年 4 月に初めてこれらの品目に発動を決定した(第3表)。支払単価は、輸入寄与度(韓牛:0.244、韓牛子牛:0.129)を考慮して、韓牛が 1 万 3545 ウォン、韓牛子牛が 5 万 7343 ウォンとな

った (第4表)。

(2) 被害補填直接支払の細目

続いて、FTAによる被害補填直接支払いの詳細を説明する。支払の発動対象となり得る品目は、FTAにより関税の削減・撤廃される品目、関税割当量が拡大する品目である。また対象期間は、FTA 発効後の10年間であり、例えば、韓米 FTA の場合、2021年6月30日までとなる。

第5表 モニタリング対象品目

品目名

大麦、小麦、とうもろこし、あわ、コウリャン、鳩麦、ジャガイモ、さつまいも、大豆、緑豆、小豆、クルミ、くり、朝鮮松の実、ぎんなん、ナツメ、牛肉(韓牛、肉牛、子牛)、豚肉、鶏肉、鴨肉、牛乳、タマゴ、蜂蜜、ゴマ、チェリー、キウィ、ミカン、ブドウ、チシャ、ニンジン、キュウリ、メロン、イチゴ、玉ネギなど

出所:KREI

発動対象品目に関しては、韓国農村経済研究院(KREI)が行うモニタリングによって先ほど説明した発動要件が評価・決定される。モニタリング対象は、①輸入関税引き下げの有無、②国内生産の有無と輸入規模、③市場価格存在の有無、などを考慮して選定される。モニタリング選定品目は、韓米 FTA 発効初年(2012年)には、第5表の42品目に農家、生産者団体からの申請品目の20品目を加えた62品目であったが、2013、14年において、第5表のとおり42品目とされた。

モニタリングの方法は、畜産業については、「畜産物品質評価院」が収集した農家受取価格の年間平均値を利用する。農家受取価格がない品目は、農業協同組合中央会が調査・発表する畜産物価格と需要・供給資料上の産地価格の年間平均値を利用する。

2013年4月に被害補填直接支払いの発動が決定された韓牛及び韓牛子牛の場合,モニタリングの結果,2012年の輸入量及び価格が下記のとおりとなったため,発動要件を満たすものとされた。

(発動要件 I)総輸入量が,基準総輸入量を超過

→基準値 20 万 7 千トンより 15.6%大きい, 24 万トンの輸入

(発動要件Ⅱ) 協定対象国(米国) からの輸入量が、基準輸入量を超過

→基準値5万5千トンより53.6%大きい,8万4千トンの輸入

(発動要件Ⅲ) 実勢価格(2012年)が、基準値以下(5)

韓牛: 基準値 472 万 5000 ウォン/600kg より 1.3%低い 466 万 4000 ウォン/600kg 韓牛子牛: 基準値 201 万 1000 ウォン/頭より 24.6%小さい 151 万 7000 ウォン

(3) 2014年の被害補填直接支払(2013年の被害に対する補填)

2013 年度の農林畜産食品部年次報告書によると、2014 年においては、あわ、もろこし、ジャガイモ、さつまいもといった食糧作物及び韓牛子牛について 2013 年に被害補填の 3 要件を充足したと判定された(第 6 表)。一方韓牛は、2012 年と異なり 2013 年の実勢価格(459 万ウォン/頭)が、基準価格(457 万 8 千ウォン/頭)より大きくなったため、被害補填の 3 要件を充足しなかった。

第6表 2014年の被害補填直接支払い発動要件分析

	発動要件 I			発動要件Ⅱ		発動要件Ⅲ	
品目	総輸入	量(トン)	輸入量(トン)		<u> </u>	価格1)	
	基準値	2013年	対象国	基準値	2013年	基準値	2013年
J- 1	15,339	15,603	EU	10	21	4,251	4,113
あわ 	13,339	15,005	ASEAN	0	0	4,231	4,113
もろこし	4,362	5,853	米国	329	618	5,246	4,546
ジャガイモ	92,644		米国	80,859	130,684	935	782
			EU	2,907	6,278		
		151,634	ASEAN	12	15		
			EFTA	2	3		
			インド	32	85		
さつまいも	899	1,253	ASEAN	4	299	1,574	1,465
韓牛子牛	278 276	300,491	米国	95,321	101,414	1,804	1,636
	210,210	278,276 300,491	チリ	0	427	1,004	1,030

出所:農林畜産食品部資料.

注1) ウォン/kg, 1000 ウォン/頭.

実際の支払い額算定に必要な輸入寄与度は(第3表),もろこし0.134,ジャガイモ0.36, さつまいも0.0055, 韓牛子牛0.31 となっており、これらを反映させて直接支払い金を算出すると(第7表)、それぞれ、12 万7474 ウォン/ha、127 万ウォン/ha、8570 ウォン/ha、4 万7000 ウォン/頭となる。あわの輸入寄与度は0 であるので、支払い単価も0 である。なおあわの寄与度が0 となった理由については後述する。

第7表 被害補填直接支払い(2013年の被害に対するもの)

品目	支払単価	支払額 1)
	(ウォン/ha、頭)	(億ウォン)
あわ	0	0
もろこし	127,474	1
ジャガイモ	1,270,814	159
さつまいも	8,570	0
韓牛子牛	46,923	164
合計	-	324

出所:農林畜産食品部年次報告書,農林畜産食品部提供資料.

注1) 2014 年末まで.

(4) 2015年の被害補填直接支払(2014年の被害に対する補填)

第8表をみると、2015年には、大豆、ジャガイモ、さつまいも、チェリー、メロン、露地ブドウ、ハウスブドウ、栗、緑豆、トウモロコシといった農作物と鶏肉について、被害

第8表 2015年の被害補填直接支払い発動要件分析

品目	発動条件I:総輸入 量(トン)		発動条件Ⅱ:輸入量	発動条件Ⅲ:価 格(ウォン/kg)	
			輸入量が基準値を超		
	基準値	2014年	過した国家	基準値	2014年
ジャガイモ	113,670	153,471	米国、EU、ASEAN1)	935	794
さつまいも	1,120	1,782	米国、ASEAN、ペルー	1,598	1,444
大豆	313,620	327,758	米国、印度、星2)	4,986	3,653
チェリー	5,993	13,360	米国	8,872	8,279
メロン	1,419	1,611	米国	2,295	2,181
露地ブドウ	24,902	26,268	印度、ペルー、トルコ	2,625	2,246
ハウスブドウ	39,162	53,876	米国、ASEAN、チリ	5,587	4,529
鶏肉	106,155	124,466	米国、EU、EFTA	1,671	1,566
粟	8,290	8,412	EU	2,669	2,634
緑豆	5,212	6,486	米国、EU、星2)	10,376	9,107
トウモロコシ	2,020,618	2,088,053	米国、ASEAN	1,663	1,297

出所:農林畜産食品部 (2015) 「2015 年度の FTA 被害補填直接支払金・廃業支援金の支給品目決定」報道資料。

注 1) 他に, EFTA, ペルー. 2)シンガポールの略記.

補填の3要件を充足していることがわかる。ただし、緑豆とトウモロコシは、輸入寄与 度がゼロとなり(第3表)、補填はされない。この点は、後ほど説明する。 一方韓牛や豚肉といった畜産物は、2014年と同様に、被害補填の3要件を充足しなかったため、補填は実施されない。これらの財は、2014年の価格が基準価格よりも高く形成されており、廉価な輸入財による国内価格低下圧力は、現在のところあまり大きなものとはいえない。

(5) あわ(2014年), トウモロコシ、緑豆(2015年)の輸入寄与度

2014年のあわ、2015年のトウモロコシ、緑豆に関しては、被害補填の発動要件 $I \sim III$ をすべて満たしていたが、価格低下に対する輸入の寄与度が 0 であったため、補填が実施されなかった。

これは、発動要件 II は、FTA 締結国のうち一か国でも輸入量が基準値を上回ればクリアできる一方、価格低下に対する輸入の寄与度は、FTA 締結国全体からの輸入について計算するためである。ある物品について FTA 締結国の一部からの輸入が増えても、FTA 締結国全体で当該物品の輸入が基準値以下であれば、当該物品の価格低下について FTA の影響はなかった、とする考え方である⑥。

あわについては、EU や ASEAN からの輸入が増える一方で、他の FTA 締結国からの輸入がそれ以上に減少したため、FTA 締結国全体の輸入量の変化がマイナスとなり、輸入寄与度が 0 とされた。またトウモロコシは米国から、緑豆は米国、EU からの輸入量が基準値を上回ったが、FTA 全体の輸入量が基準値以下であったので $^{(7)}$ 、あわ同様に輸入寄与度が 0 となった。

3. まとめ

本稿では、韓国の FTA 農業対策について、輸入被害に対する直接的な所得補填を取り上げ、補填の発動条件や補填金額の算定方法を確認した。2013 年の被害に対する補填直接支払いでは、5 品目が補填の発動要件を満たしたが、輸入の寄与度が 0 であったあわは、補填額が 0 とされた。2014 年についても、大豆をはじめとする 11 品目が発動条件のすべてを満足させたが、緑豆とトウモロコシに関しては、輸入寄与度が 0 で、補填が実施されなかった。

農家の間には、こうした問題は補填額の算出に厳しい制約が掛けられているためである として強い不満がある。このため一部野党議員からは、輸入寄与度による補填の縮減を行 わないような制度改善が必要であるとの主張がなされている。

今後,関税率はさらに低下し補填対象品目が増えていくと考えられるが,予算制約があるなかで,韓国政府がどのように制度を見直していくのか注目しておく必要があろう。

第1附表 ASEAN との FTA への取り組み状況

日付	交渉内容
2005-02-01	第1次交渉開催(ジャカルタ)
2006-04-01	商品貿易交渉妥結
2006-08-01	商品貿易協定再署名
2007-06-01	商品協定発効 1)
	発効国:韓国、シンガポール、越南、マレーシア、インドネシア、ミャンマー
2007-11-01	サービス貿易協定署名
2007-12-01	商品貿易協定タイと妥結
2008-01-01	フィリピンとの商品貿易協定発効
2008-07-01	ブルネイとの商品貿易協定発効
2008-10-01	ラオスとの商品貿易協定発効
2008-11-01	カンボジアとの商品貿易協定発効(タイを除く全国家で発効)
2009-05-01	サービス協定発効 1)
	発効国:韓国、シンガポール、越南、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、ミャンマー
2009-06-01	投資協定署名
2009-09-01	投資協定発効 1)
	発効国:韓国、シンガポール、越南、タイ
2010-01-01	タイとの商品協定およびサービス協定加入議定書発効

出所:產業通商資源部 (http://www.ftahub.go.kr/main/)

注:1)未発効国も国内手続きが済み次第,発効.

注

- (1) なおこれまで締結された FTA では、コメについてはすべて譲許除外となっている。
- (2) 自由貿易協定締結にともなう農漁民などの支援に関する特別法(第7条第1項各号)

 $\frac{\text{http://law.go.kr/\%EB\%B2\%95\%EB\%A0\%B9/\%EC\%9E\%90\%EC\%9C\%A0\%EB\%AC\%B4\%EC\%97\%AD\%ED\%98\%9}{1\%EC\%A0\%95\%20\%EC\%B2\%B4\%EA\%B2\%B0\%EC\%97\%90\%20\%EB\%94\%B0\%EB\%A5\%B8\%20\%EB\%86\%8D\%}{EC\%96\%B4\%EC\%97\%85\%EC\%9D\%B8\%20\%EB\%93\%B1\%EC\%9D\%98\%20\%EC\%47\%80\%EC\%9B\%90\%EC\%97\%90\%20\%EA\%B4\%80\%ED\%95\%9C\%20\%ED\%8A\%B9\%EB\%B3\%84\%EB\%B2\%95}$

- (3) 輸入発動係数は,関税法施行令にある農林畜産物に対する特別緊急関税基準発動係数を参考にして,市場占有率別に決められており,()内の市場占有率ごとに,1.15(10%未満),1.10(10%以上 30%未満),1.05(30%以上)となっている。
- (4) $I \ge II$ で、基準輸入量の計算方法が相違することに留意されたい。
- (5) 肉牛は、二つの輸入条件を満たすが、実勢価格 (304 万 8000 ウォン/600kg) が、基準値 (251 万 2000 ウォン/600kg) 以上であったため、発動されなかった。
- (6) FTA 締結国全体からの輸入増加 がマイナスの場合,輸入寄与度, さらに補填額がマイナスとなり意味をなさないので, 0 とする。
- (7) カッコ内の単位をトンとして, 緑豆は,基準値 (1259) >輸入量 (1080),トウモロコシは,基準値 (1192933) >輸入量 (1129661) となる。